

## 第2回 八潮市自治基本条例検証委員会 会議結果

|          |                                                                                                                                                       |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 議 名    | 令和8年度 第2回八潮市自治基本条例検証委員会                                                                                                                               |
| 開催日時     | 令和8年8月20日（木） 午後2時00分から午後4時15分まで                                                                                                                       |
| 開催場所     | 八潮市役所 3－4会議室                                                                                                                                          |
| 議 題 等    | (1) 八潮市自治基本条例の検証について<br>(2) その他                                                                                                                       |
| 公開・非公開の別 | 公開                                                                                                                                                    |
| 傍聴者数     | 0人                                                                                                                                                    |
| 出席委員     | 出席13名<br>(市民活動団体の代表者)<br>昼間 竹雄、青木 利夫、秋山 隆、増田 朋美、<br>金子 賢一、金澤 文子<br>(学識経験を有する者)<br>大谷 基道、岡村 圭子、小川 誠子<br>(その他市長が必要を定めるもの・公募委員)<br>田口 順子、鹿野 雅巳、梅村 治、狩野 勉 |
| 審議内容     | 会議録（要旨）のとおり                                                                                                                                           |

# 会議録（要旨）

## 1 開会

## 2 議事

（１）八潮市自治基本条例の検証について

### 前文

#### 【事務局説明】

庁内検証結果

条文との適合状況について、課題はない。

#### 【意見等】

##### ●委員：（事前の意見）

「前文の整理案」として、

案A（明確化）：行政の理念・責務を明確にするため、「安心」の記述を整理し、「安全」に一本化する。

案B（因果関係の明記）：「行政が担保する安全な環境整備を通じて、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指す」等、手段（安全）と成果（安心）の文脈を論理的に再構成する。

（事務局）：社会情勢に適合していない場合は条例改正ができるが、「安全・安心」に関し、社会情勢に適合していない状況は見られないと考えている。

（資料１「八潮市自治基本条例」に係る意見・質問事項）を参照）

●委員：「安全」は数字で把握することができるが、「安心」は状態であり、何で測るのか。憲法には「安全」はあるが、「安心」の記述はない。自治基本条例が最高規範なら憲法にないものをなぜ載せるのか。

●委員：行政で「安全・安心」は一体的に使われている。

●委員：「染色産業は八潮を代表する地場産業となっている。」との記載があるが、現状が変わってきている。染色産業はなくなってきているので、「～地場産業となっていた。」ではないか。

●委員：歴史的な観点については、中・高校生も分かるような文章であれば良いと思う。

### 第１章・総則

#### 【事務局説明】

庁内検証結果

条文との適合状況について、課題はない。

### 【意見等】

- 委員：総則は基本的なもので検証のたびに変えるべきものではない。このままで何の問題もない。
  - 委員：普通の生活が普通に営めるインフラを管理することへの関心、つまり、高度経済成長期に造られた橋とか、道路・下水道管などのインフラの老朽化・維持管理への関心・意識が高まっている。
- （事務局）：逐条説明書への追記も考えられる。
- 検証委員会での意見については、「自治基本条例検証結果報告書」としてまとめ、答申書に添付していただきたいと考えている。

## 第2章・自治の基本理念と基本原則

### 【事務局説明】

庁内検証結果

条文との適合状況について、課題はない。

### 【意見等】

- 委員：第6次八潮市総合計画の新たな視点「彩り」と「しなやかさ」とは何か。
- （事務局）：「彩り」はダイバーシティなど多様な価値観や考え方を積極的に導入していくこと、「しなやかさ」は社会の様々な変化に迅速かつ柔軟に対応していくこととしている。
- 委員：市では令和5年に「八潮市ダイバーシティ社会推進方針」を策定している。まちづくりへの参画・協働を推進していく上で、ダイバーシティは重要だと思う。逐条説明書で「八潮市ダイバーシティ社会推進方針」に触れるとより具体的で分かりやすいと思う。
  - 委員：八潮市は平成3年に埼玉県初の生涯学習都市宣言をしている。平成11年の国の生涯学習審議会の答申において、「生涯学習のためのまちづくり」から「生涯学習によるまちづくり」へ意識を変換することが求められていると提言されている。八潮市では平成3年時点で生涯学習によるまちづくりが行われ、埼玉県初の生涯学習都市宣言をした役割を担っている、役割を果たしていると改めて感じた。

## 第3章・まちづくりの基本原則

### 【事務局説明】

庁内検証結果

条文との適合状況について、課題はない。

## 【意見等】

### ●委員：(事前の質問・第9条「子ども」)

市内に、産婦人科、小児科がない（少ない？）という状況は変わったか？

(事務局)：令和4年度から現在まで、市内に産婦人科はなく、小児科を標榜する医療機関は、9か所で状況に変わりはない。平成28年度に産科誘致に係る支援方針を定め取り組んでいたが、令和7年4月に見直しを行い、補助対象を「利子補給補助」「市有地の貸与」から「運営費補助」に変更した。

(資料1「八潮市自治基本条例」に係る意見・質問事項」を参照)

### ●委員：(事前の質問・第9条「子ども」)

日本語教育が必要な児童・生徒の相談体制は拡充しているか？（子ども家庭センターの多言語対応）

(事務局)：子ども家庭センターでは、音声翻訳機（ポケトーク等）とやさしい日本語を使って対応している。必要時には、多言語サポーターを活用していく。教育委員会では、子どもたちが、国籍に関係なく地域社会の一員として教育が受けられるよう、相談に対して、丁寧に対応している。

(資料1「八潮市自治基本条例」に係る意見・質問事項」を参照)

### ●委員：(事前の質問・第9条「子ども」)

小学生の通学は最低限の交通安全を平等に担保されるものであると考えるが、一部の学校ではPTA会費で賄われている。PTA会費は学校規模の格差があり、会費で見守りを委託する学校もあれば、保護者、町会、教員の負担を必須とする学校もある。健康・命に対する不平等を感じ得ない。

(事務局)：通学時の安全については、子どもたちの命に関わるので、安全面において不平等にならないように、各学校が実態に応じて、全力で安全確保に努めている。今後も安全確保の充実のため、学校だけでなく、保護者、地域、市民などと協力・連携を図っていく。

(資料1「八潮市自治基本条例」に係る意見・質問事項」を参照)

### ●委員：(事前の意見・第10条「安全・安心」)

市民の「安心」という実感を軽視するのではなく、「行政が果たすべき客観的手段・責務(安全)」と「それによって市民が得られる結果・実感(安心)」の論理的関係を正しく再構築することを目的として

修正案1（整備対象の客観化・一本化）

「市長は、市民が安全に生活を営み、又は活動を行うことができるよう必要な体制及び設備を整備しなければならない。」

修正案2（手段と目的の分離整理）

「市長は、市民が安心感を実感できるよう、安全に生活を営み、又は活

動を行うことができる必要な体制及び設備を整備しなければならない。」

(事務局)：社会情勢に適合していない場合は条例改正ができるが、「安全・安心」に関し、社会情勢に適合していない状況は見られないと考えている。

(資料1 「八潮市自治基本条例」に係る意見・質問事項」を参照)

●委員：市内に婦人科がほしいとの話を聞いた。開業でなくても、週何回か保健センター等でもいいので診察してほしいと言っていた。

●委員：①成果や効果について、単に「減った」とかでなく、数値を出してほしい。

②情報倫理教育は行っているのか。

③逐条説明書の20ページの第9条・子どもの説明に「子どもを取り巻く環境の悪化が指摘されている」とあるが、言い過ぎではないか。「急激な変化が起こっている」とか「子どもを取り巻く環境が複雑化している」などの表現が良い。

(事務局)：①成果や効果については、庁内検証では数値を求めていなかった。必要な数値があれば担当課に照会する。

②情報倫理教育については、教育委員会に確認し、次回、回答する。

③検証委員会意見として「自治基本条例検証結果報告書」にまとめていただきたい。

●委員：行政では目標値とその達成度をみる評価シートがあると思う。そのようなものが出てくるともっと分かりやすいという印象を持った。

●委員：言葉の定義は非常に大事だと思う。「安心」は満足度調査等が必要になる。「安全」は計数的に表現できる。「安全・安心」を一括りにするのは危険だと思う。

●委員：調査により安心度を数値化すべきだと思う。自治基本条例に「安心」は載せるにしても、これを担保するための調査を行うことは必要だと思う。

(事務局)：市では2年に1回、市民意識調査を行っている。その中で「ずっと住み続けたい理由」の設問があり、「子育て・教育環境が整っている」、「医療体制が整っている」、「治安が良い」、「災害の心配がない」などの選択肢がある。

### 3 その他

・第3回の検証委員会は10月29日(木)午後2時から開催する。

### 4 閉会